

令和3年

第14回 会津美里町教育委員会議事録

10月定例会

# 令和3年10月定例会

- I. 日 時 令和3年10月20日(水) 午前9時
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 206会議室
- I. 出席委員 教 育 長 歌 川 哲 由  
委 員 小 関 れい子  
委 員 須 田 健 志  
委 員 武 藤 周 一  
委 員 山 内 一 枝
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里  
教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 金 川 純  
教 育 文 化 課 主 幹 兼 会 津 美 里 町 公 民 館 長 兼 図 書 館 長 福 田 富 美 代  
教 育 文 化 課 長 補 佐 渡 部 雄 二  
教 育 文 化 課 長 補 佐 鷺 川 晃
- I. 傍 聴 人 な し

# 令和3年10月定例会次第

## 1. 開会

## 2. 議事録の承認

令和3年第13回会津美里町教育委員会9月定例会議事録の承認について

## 3. 教育長報告

## 4. 審議事項

報告第25号 専決処分報告について（会津美里町地域学校協働活動推進委員会委員の委嘱について）

議案第69号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第70号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第71号 会津美里町学校給食センター条例の一部を改正する条例について

議案第72号 会津美里町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第73号 会津美里町学校給食センター運営規則の一部を改正する規則について

議案第74号 会津美里町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令について

議案第75号 学校教育関係各種大会等出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱

議案第76号 会津美里町立小中学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱について

## 5. 協議事項

(1) 令和3年度第1回総合教育会議について

(2) その他

## 6. 報告事項

(1) 議会9月会議について

(2) 共催・後援承認依頼について

(3) 児童・生徒に関すること

(4) 教職員に関すること

(5) 生涯学習に関すること

(6) 教育関係施設に関すること

(7) 事務局報告事項

①教育文化課

②認定こども園

(8) その他

## 7. その他

- (1) 今後の行事予定について
- (2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午前8時57分

## 1. 開会

教育文化課長 令和3年第14回会津美里町教育委員会10月定例会を始めます。

教育長 開会の宣言がありました。  
会期は1日とします。  
出席は委員全員です。  
出席説明者は、松本教育文化課長、福田主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長、  
金川主幹兼指導主事、渡部教育文化課長補佐、鶴川教育文化課長補佐の5名です。  
議事録署名人は、出席委員全員でお願いいたします。

## 2. 議事録の承認

教育長 議事録の承認についてです。令和3年第13回会津美里町教育委員会9月定例会議  
事録の承認についてを議題といたします。  
ご意見やお気づきの点がありましたらお願いをします。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 ご異議ないようですので、令和3年第13回会津美里町教育委員会9月定例会の議  
事録については承認といたします。ありがとうございました。

## 3. 教育長報告

教育長 3ページから4ページです。9月16日、来年度新たにスタートする給食センター  
の調理運搬・業務のプロポーザル審査委員会を行い、対象業者を決定し、契約の事  
務手続を進めるところです。  
9月30日に檜葉町を訪れ、様々な文化施設、スポーツ施設を視察させていただき、  
本郷庁舎の改築や、今後の町の様々な施設整備の参考になる資料収集ということで  
行かせていただきました。お金をかけて造っているのに、かなわないところはあり  
ますが、少しでも参考にしていきたいということで、それを受けて本郷庁舎の改築  
計画なども先日の町民説明会のご意見も踏まえながら一部修正をして、設計に向か  
っているところです。  
10月1日に庁内の経営戦略会議ということで、次年度の予算編成に向けての方針  
等を練る会議がありましたが、私から委員の皆様方にもご説明を申し上げました次  
世代の子供育成のためのプロジェクトについて説明をさせていただきました。

以上です。質問等ありませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。教育長報告を終了いたします。

#### 4. 審議事項

教育長 4番の審議事項に参ります。

##### ◎報告第25号

教育長 報告第25号「専決処分の報告について（会津美里町地域学校協働活動推進委員会委員の委嘱について）」を議題といたします。

報告に至った経緯などを含めて説明をお願いいたします。

教育文化課長 （報告第25号「専決処分の報告について（会津美里町地域学校協働活動推進委員会委員の委嘱について）」説明）

教育長 ご質問等ないでしょうか。昨日、第2回の会議を開催させていただいたのですが、10月1日からお願いしないと間に合わないので専決したものです。

委員 結局役職でこれは替わるということになる。

教育長 そうですね。規定では、新たに残任期間が設けられておりますので、途中で交代などがあった場合には後の方は残任期間ということになります。なお、会津美里町連合PTA会長という肩書の方は、高田小学校PTA会長ですね。

教育文化課長 はい、そうです。

教育長 小学校、中学校の代表ということでよろしいのですよね。

教育文化課長 はい。

教育長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 なければ、報告第25号を終了いたします。

◎議案第69号

教育長 議案第69号「会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第69号「会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」説明)

教育長 ご質問等あればお願いしたいと思います。

委員 質問というか、電子計算機とか電磁的記録とかということが今の時代には合わないの、読んでいて違和感があったのですが、説明からすると、この言葉を用いないといけないということですよ。

教育長 説明をお願いします。

教育文化課長 国の省令改正がこの言葉になっており、町としては同じ言葉を使っております。

教育長 よろしいでしょうか。

委員 はい。すごく読みづらいです。

教育文化課長 本当に大変分かりにくい言葉です。

委員 PCと書いてくれればいいのですが。

教育長 国の様々な機関で自分たちが出す色々な文書や、施策と、そういうものにはもう最先端の言葉を使いながら、法令文になるとやむを得ずこういう言葉になってしまうということです。

委員 はい、分かりました。

教育長 特に内容に何か問題はございませんでしょうか。議会12月会議上程になりますか。

教育文化課長 はい。12月会議に上程する予定となっております。

教育長 それでは、特にないようでございますので、議案第69号は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 原案のとおり決することといたします。

◎議案第70号

教育長 議案第70号「会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。  
事務局からご説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第70号「会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」説明)

教育長 説明が終わりました。皆様方からご質問あればお願いします。

委員 議案第69号との関係も含めてです。議案第69号で言わなかった理由は、こちらが一緒なのです。9ページの第53条の2行目。「条例の規定において書面等」、「等」を入れています。これは、もし準則準用とすると、7ページの49条を見ても、49条の2行ありますよね。どうしてこれはないのか、これは準則がそうなっているのであれば準則が間違っているということなのです。同じ意味のはずです。

教育長 事務局、何か確認できることはありますか。

教育文化課長 今確認しておりますが、準則については「等」が入っております。特定教育・保育施設及びびなので、議案第70号については「等」が入っているのが確認できますので、69号についても同じだと思いますが。

委員 その中身をまず、片方「等」、「等」を入れないと理屈に合わないですよ。中に書面があって、文章があるってなるではないですか。そしたら、書面なら書面だけで済むような話なので、「等」が入らないとおかしい気がするのです。ただ、準則がそうなっているというのは間違っていると思うのですよね。

教育文化課長 準則には「等」が入っておりますので、追加のほうでのつながりでございます。

教育長 議案第69号のほうに「等」を。

委員 「等」を入れるということですよ。

委員 準則自体は、こういうふうになっているからですよ。



委員               でも、みんな変わるはずないので。だから、今回でも「等」を入れないとこちらでも本来は同じはずなのです。準則はどういうふうになっているか。

教育文化課長     7月1日付で流れてきた準則には「等」が入っていないということです。ただ、この条例改正については、その後国のほうで誤りがあったとのことで修正しているのです。そういう経過もあるので、申し訳ありませんが、その部分だけもう一度詳しく確認させていただきたいと思います。

委員               ここ「等」を直すとこの下2つも直さないといけない。一番は、やっぱり準則が間違っているとこういうことになってしまいますので、そこは確認を、第70号をつくったときに確認してもらうしかないです。

教育文化課長     はい。申し訳ありません。

委員               要するに「等」のほうが正しいと思うので。

教育長             それでは、国の法令の確認も含めて正しい訂正をお願いできれば、訂正が必要かどうかも含めてですが、それを入れなくても、ご指摘についての対応をお願いしたいと思います。国でそういうふうに扱っている内容は間違いなく「等」を入れるということでもいいのですよね。

教育文化課長     国の準則に「等」が入っていれば「等」を入れます。訂正してあれば、なければ、そのままとすればおかしいですから。

委員               いや、そしたら議案第70号との関係性がおかしくなりますよ。

教育長             そうですね。

委員               全く同じ表現使っているわけですから、そこが整合性取れないのはよくないことですよね。それは国に言うべきです。国も準則100%じゃないですから。

教育文化課長     途中で一度直させているのです。国が、なぜこのタイミングでまた流すのだろうという部分もありましたので、再度、確認させていただきたいと思います。

教育長             ご指摘ありがとうございました。

事務局で確認し、訂正が必要であればお願いしたいと思います。内容に関しほかにございませんか。では、これで例えばこども園とか保育事業者とか、あるいは保護者が一体何が変わっていくのだということを具体的に説明するのはどういうふうな。何か難しいですよ。

教育文化課長     はい。今まで紙で残していたものをデータで残してもいいと、あとは保護者の承

諾をいただくような場合も電子的なものでいいということなので、例えばメールとか、ホームページへの書き込みとか確認とか。国でそういうこともできるということを規定してきたのだらうと思いますが、実際町でどのようにこれを運用していくかというのは精査しないと難しい部分があります。

委員 デジタル庁ができたことによる影響でしょう。こういうところから改正していくという話でしょう。

教育文化課長 そうですね。

教育長 多分今までこちらからいろんな情報を保護者に一齐にメール配信とかに送っていたものを双方向で両方で読むとか、承諾を得るとか、様々なことをやってください、やれますよということですね。

教育文化課長 はい。

教育長 ありがとうございます。

議案70号も、一部69号との関係で要訂正箇所があるかもしれませんが、特に問題ないということで、ご承認いただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第70号は原案のとおり決することといたします。

#### ◎議案第71号

教育長 議案第71号「会津美里町学校給食センター条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第71号「会津美里町学校給食センター条例の一部を改正する条例について」説明)

教育長 71号についてご質問があればお願いいたします。何かございますか。

委員 いや、異論はないです。

教育長 特に異論がなければ、議案第71号については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第71号は原案のとおり決しました。

◎議案第72号

教育長 議案第72号を議題といたします。

議案第72号「会津美里町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を事務局から説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第72号「会津美里町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」説明)

教育長 ご質問等あればお願いしたいと思います。

委員 条例に関しては何もないと申し上げましたが、17ページの第6条で運営委員会と規定しているだけなのは、ここをどうして学校給食運営委員会と言わないのかなと思ったのです。ほかに規定していますから、第6条に。いきなりここできて学校給食運営委員会をここでまた改めて運営委員会に規定しているのですが、それなら本来条例でやるべき話ではない。

教育長 運営委員会の名称ですね。

教育文化課長 条例の第7条の。

委員 その前に、第6条に運営委員会がありますよね。

教育文化課長 はい。第6条の2項に「運営委員会は」とあるのですが、その第1項のほうに給食センターに。

委員 定義はあるのですね。

教育文化課長 はい。「会津美里町学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く」という一文がございますので、この略のところであれですけれども。

教育長 これだけでは読めないので、委員も誤解された。

委員 本体見ないと分からないということかな。第7条もそういうことにはなるでしょうけれども。

教育文化課長　　そうですね。施行規則にはその前にないので。第7条の「学校給食運営委員会」の前に会津美里町という町名を入れ、正式に「会津美里町学校給食運営委員会」という名称にさせていただきたいと思います。

委員　　第6条のことは分かりました。そうすると、第1項のこれが規定されているということ。

教育文化課長　　はい。

委員　　本体がないとちょっと分からないですよ。

教育文化課長　　そうですね。

教育長　　現在「会津美里町」は入っていなかったのですか。

教育文化課長　　規則には入っておりません。

教育長　　なかったのですね。

教育文化課長　　はい。

教育長　　ここに規則のほうにも入れるということ。

教育文化課長　　はい、規則にも入れさせていただきたいと思います。

教育長　　それでは、規則第7条の「条例第6条第2項の規定により」の後に「会津美里町学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）」と、文言に挿入するということですね。

教育文化課長　　はい。

委員　　今の第6条のところで、「前項第5号及び第6号の業務は」と書いてあるのですよね。ただ、聞きたいのは、改正前の5号、6号書いていないので、委託することができるその内容とは具体的に何かというのが分からないのです。

教育文化課長　　すみません。

委員　　それは、こっちで本当は5号、6号書いていただいたほうが。

教育文化課長　　そうなのです。申し訳ありません。

委員 中身がちょっと分からないのですが、何号は何かということだけ教えてください。

教育文化課長 第5号が調理に関すること、第6号が輸送に関することなので、調理と運搬については委託です。

委員 そうだろうなと思いながら。分かりました。

委員 学校給食センターの条例施行規則があるのに、ほかにも運営規則を改めてつくるというのがちょっと分からない。なぜ条例、規則の中でやらなかったかが。運営だったら、例えば要綱で、内部の規定というのは分かりますが、どうしてこれが規則の2本立てになるのか。条例施行規則をつくっているのに、どうして運営規則が必要なのか思うのです。次の中身で気になったのは、第4条に諮問する形が出てくるのですよね。こんな形がこの運営規則に出てきていいのかなど。諮問という形は、本来であれば条例事項ですよね。そういうレベルではない。この諮る、諮問するという中身で、可能なのかなと逆にここが疑問だったのです。運営規則。諮問事項ではないです。中身的に使用料か、給食費でしょう。

教育文化課長 はい。

委員 その性格にもよりますが、諮問事項ではないとするならば、ここでこういうふうにして「諮る」というのは一般的ではないような気がするのです。こういう規定の仕方がいいのか。相対的にそうではない。だから、規則が2個あることが気になってしまったので、諮問事項がちょっと気になってしまった。こういう形というものは一般的ではないような気がするのですけれども。

教育文化課長 学校給食センターの条例や規則等について、他町村のものを見たときに、本当にいろんな形の作り方がありました。本町は、合併したときからこの状態になっており、必要な部分を改正しているだけという状況ではあります。

委員 分かりました。それはいいとして、その諮るというのはどういう性格か、そこが少し気になりますが。もし規則に終わったとしても。

教育長 条例には、給食費の決定権の定めて何かあるのですか。

教育文化課長 条例には、給食費については特に規定がありません。

教育長 施行規則にはありましたか。

教育文化課長 給食費については、学校給食センター運営規則に載ってございます。

教育長 運営規則にしかない。

教育文化課長 はい。

委員 いや、給食費の性格によるのですよね。給食費も人件費の中で、例えば条例上の規定、要するに額的に決めなければ保育料と一緒に、条例の部分になる可能性はあるわけです。実費徴収でその額を決めるだけだというのはやっぱり次元が違うわけです。だから、取扱いは違ってくるのでは。諮るというのは、何なのかなと、性格が。給食費というのは。

教育文化課長 給食費は基本的に賄い材料代で、実費徴収ですので、給食センター運営委員会に諮るというか、物価上昇や給食センターでの試算について説明し、そこでご意見をいただき、近隣町村等の動向なども踏まえながら、給食センター運営委員会で検討しているので、諮問して、意見をいただき、それを答申として受けまして、最終的には3月の教育委員会定例会で決めるというような形で今まで検討しておりました。

委員 ここに上がってくることは間違いなくそう思うのですが、運営委員会が決めた話ですか。決めたというか、諮って、答申する。

教育文化課長 はい。

委員 何かすごく違和感はあるのです。運営委員会で給食費を審議するって、実績による、そんな権限を持たせること自体が規則上ありえるのかなと。

教育長 実際に規則の中に書いてあることとしては、何か研究、協議、調査研究してという流れの中に給食費とかが上がっている。

委員 実費だとすれば、どこかでそういうのを、対外的に理由つけるにはこういう方法しかないということですか。そうではない。

教育文化課長 そうですね。どこかでその積算について正しいかどうかというか、そういったことを諮る機関がという。

教育長 仕組みとしては、受配校の校長と、喫食している児童生徒の保護者の代表が説明を受けて納得するものかどうかという審議をいただくということですよ。

教育文化課長 はい。

教育長 それがどこに位置づけられるのが一番いいのかということ。

教育文化課長 はい。

教育長 位置づけが微妙なところがありますからね。

委員 しかし、事例があつてこういう形を取っているのかなと思いますが、どうしてもその諮るとというのがイメージ的に条例事項のレベルのものを考えてしまうというのが。性格からいうとそうではないですよ、こういう規則でやっているということは。それをすべて解決するのはちょっと気にはなりますよね。いいのかなと。

教育長 先ほど条例の6条を削除しましたが、結局その進言するという、多分そのレベルなのです。運営委員会としてはね。

教育文化課長 はい。

教育長 決定は、教育委員会で決定する。

委員 はい、それは間違いない。

教育文化課長 最終的にはここで決めていただく。

委員 結局その給食費が270円くらいということになると、それはどこで決めるのですか。給食費というのを決めるというのは。決定ではなくて、その出すという金額を。

教育文化課長 積算するというか、算出するという意味では、給食センターで積算をしまして、それについてこの運営委員会に説明を申し上げ、その中でそれが妥当だろうとなれば決めていただいております。

委員 やっぱり実際つくるといふことで、まず270円だとか、ちょっと上がつてといふか、そういうので280円にするとかといふのになるわけですよ。

教育文化課長 はい。

委員 経験ですが、会津若松市にいたときにも給食運営委員会というのがありました。出席したときに、要綱の中にやはりお金がこういうふうになりますみたいな、今年度はなりますみたいなのが出てきて、それについて高いとかなんとかといふときに、そういうようなところでよろしいですかみたいなのは経験があつたようにあります。その程度ですよ。つまりここでいう「諮り」といふのは。給食運営委員会に諮りといふのはそういう程度ですよ。要綱の中に金額がこういうふうになります、今年度はこうなつて、それでよろしいですかのような話になるということですよ。

教育文化課長 はい。その次年度の給食単価が物価上昇や近隣町村の動向なども踏まえた形でそういう説明をされた結果で、それが適切でしょうといふようなことで決めていただくのと、あと学校から次年度の教育課程に基づく給食の回数が上げられますので、

年額が幾らだというのはこの運営委員会で決めるということです。単価に合わせた。

委員 決めるというよりも、組んで決めていたのをこれでよろしいですかみたいな感じだったと思いますけれども。

教育文化課長 そうですね。

委員 それについてすごく審議するとかということではなくて、こういうふうになりますね、いかがでしょうかという感じだったと思います。

教育文化課長 そうですね。給食センター側からいろんな条件の説明がありますので、それについてご理解いただくというようなところ。最終的にはそういう了解で決めるということ。

教育長 いずれにしても、委員がご指摘されているところについては、正式に実際に規則に基づき、我々教育委員会がその学校給食の運営委員会に正式に諮問しているわけでもなんでもないわけですよ。

教育文化課長 諮問という形での答申は。

教育長 諮問して答申もらうわけでもなんでもないわけですよ。だから、そこを考えると、この次のものになりますが、21ページにある議案第73号の教育委員会の規則の4条の「諮り」という文言を別なものに替えるなんてことも考えられるという。

教育文化課長 はい。

委員 金額が、学校給食の性格によりますというか、「諮る」という言葉が役所言葉でいけばかなりレベルが上がってしまうのです。言葉として間違っているとかという意味ではないのですが、この段階で使うのは妥当なのかどうかというレベルです。少し気になります。

教育長 これを本当に裏づけることをやるとすれば、教育委員会として諮問しなければならない。

教育文化課長 諮りでなければ、審議とか協議。

委員 同レベルというのですか。

教育文化課長 審議ですかね。

委員 そんな程度でしたよね。もう決められているものと、ただこれでよろしいですか



ねみたいに、なりますという話だったような。そこでの経験は。

委員                    そういう意味ではちょっと、確認だけしてくれませんか。

教育文化課長        この部分については確認し、差し替えさせていただきます。

教育長                議案第72号は、第7条のところに会津美里町学校給食運営委員会という形で会津美里町を挿入する形で、中身的にはご了承いただいでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長                それでは、議案第72号については原案のとおり決定することといたします。

#### ◎議案第73号

教育長                議案第73号について改めて事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長        （議案第73号「会津美里町学校給食センター運営規則の一部を改正する規則について」説明）

教育長                ご質問等ありましたらお願いいたします。

教育文化課長        今ほどの第1条の、新旧対照表の2行目ですが、「会津美里町学校給食センターの運営に関し」という部分で、会津美里町学校給食センター、括弧書きで「(以下「給食センター」という。）」という部分を入れさせていただきたいと思います。その後、第11条で「給食センター」と入ってきますので。

委員                    すみません。その間に定義があったのかと思ったら。

教育文化課長        すみませんでした。

委員                    定義はない。

教育長                改めて第1条に「(以下「給食センター」という。）」を挿入するということをお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

これについては、教育委員会規則だから今回必ずということでもないのですよね。

教育文化課長        はい。

教育長                第4条の諮りの部分を修正したもので、改めて11月定例会にかける方向でもよろ

しいですね。

教育文化課長 はい、結構でございます。

教育長 よろしいでしょうか。

委員 かけるというよりも、答えがはっきりすれば新たにかけてもらわなくても、修正しないならしないで、その理由をはっきりしてもらいたいと思います。

教育長 方向としては、修正したほうが現実合うという感じもいたしますので、適切な修正を加えた上で再度ご審議いただくということによろしいでしょうか。

教育文化課長 はい、そのようにお願いいたします。

教育長 第73号の取扱いについては、次回11月定例会において再度審議いただくことにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ◎議案第74号

教育長 議案第74号「会津美里町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第74号「会津美里町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令について」説明)

教育長 ご質問等あればお願いしたいと思います。

委員 この勤務時間の特例に関する訓令ですが、これは人事に関する、要するに職員に関することって教育委員会は独自にこういうふうにして委任されているのですか。

教育文化課長 はい。

委員 一般的に、職員だと本体、要するに町の権限ですよね。やっぱり教育委員会も訓令になっているのですよね。

教育文化課長 はい。

委員 これは委任事項として出てくるのですか。つまり職員の勤務時間等に関する部分は本来町長の権限ですよね。

教育文化課長 はい。

委員 それは、教育委員会の権限がこの部分だけ生きているわけではない。

教育文化課長 その部分の権限はある。

委員 という部分はあるのであれば、それでこういう定めがあるのですが、教育委員会に属する職員ではなくて町職員の勤務時間と表題になってしまっているの、これは訓令であるのが少し違和感があったのです。でも、そういうふうに委任されているのであれば。

教育文化課長 おっしゃるとおりで、会津美里町教育委員会職員のということだと内容的には分かるかなと思うのですが、表題が会津美里町職員の勤務時間等となっておりますので、町部局かなということでも考えられるのですが、これにつきましては教育委員会の勤務する職員につきましては。

教育長 結局表題が悪いのですが、会津美里町教育委員会が任命権者となっている職員の勤務時間なので、教育委員会の規定、訓令で決めるという、そういうことですよね。

教育文化課長 はい、そういうことです。教育委員会が任命権者なので。

教育長 この表題が悪いわけですよ。

委員 そうなのです。表題が悪い。町職員とまで言っていると。

教育文化課長 何か町職員全体みたいなイメージに取られるので。

委員 教育委員会の訓令になるので、一般的にはちょっと使わないかなと思ったのですが、事務委任というか、任命権者は別個存在しているわけだから。

教育長 これは、正式には「会津美里町教育委員会に勤務する職員の」というふうに言わなければ駄目ですよ。これって直せるのですか簡単に。

委員 訓令ですから直せるのですが。少し違和感を感じるだけです。

教育長 見直した方が良いですよ。町長部局の人までみんなこの訓令で規定されるのは。

教育文化課長 町長部局には、時間が違う勤務の人は全くないので。

委員 多分特別なのでこういうふうになっているのだろうとは思いましたが、ただ言い

方が。総務課がやっているのかなと思います。ずっとこうやってきたということですよ。

教育文化課長 そうなのです。それでは済まされないということであれば。

教育長 訓令の名称を変えたほうがいいのではないですか。

教育文化課長 はい。それでは、これも修正して11月にもう一度提案します。

教育長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。  
議案第74号については、11月再度提案ということでもよろしく願いいたします。

#### ◎議案第75号

教育長 議案第75号「学校教育関係各種大会等出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱」についてを議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第75号「学校教育関係各種大会等出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱」説明)

教育長 要は学校現場からの申請手続きが、非常に忙しいために後から修正したり、手続きが煩雑だということと、それからもう少し幅を持たせて大会参加補助を認めてほしいというような要望もありまして、そのリクエストに応えるように、できるだけ補助ができるように改正をしたと記憶しております。学校の事務職員の先生方、体育関係、部活動顧問等も含めて2回ほど内容のヒアリングをやり取りしたりして、学校の現場で使いやすいものということで改正をしております。例えば、交通費も公共交通機関しか認めていなかったところを、例えば大型バス等、バスを貸し切って行ったりするように幅を持たせたり。今まで制限があつて非常に厳しかったのです。なかなかバス等を利用できなかった。そういうところをなるべく見込めるように改善したというところでございます。

委員 そうすると、予算ももちろん増える形になる。

教育長 若干増えると思います。ただ、例えばバスについても、多くの人数が公共交通機関を使って行くよりも、マイクロバス等で行ったほうが逆に安く上がるというケースもありますから、一概に持ち出しが多くなるわけではありません。

委員 2、3ですが、1つは規定の仕方で、29ページの交通費のところ、改正前は1と2を挙げて、1は2つ挙げてますよね。「いずれか低い額とする」というところを、

左側の改正後は「原則」と「例外」というような形で書いてあるのですね。ただ、その規定の仕方は、ここに「原則として」といううたい方をすれば、例外がどこかに出なければいけないのです。原則であれば、原則だけあって例外がないというのは、だから2番が例外なのかなと思うのです。そうだとすれば、運搬料を見ていただくと、運搬料は簡単に書いてあるのです。「用具の運搬に要した実費負担とする。ただし、」という書き方しているのではないですか。一般的には、原則と例外ってこの関係で普通表現収まるのに、あえて1と2を分けた理由は何ですか。「原則として」と、こういうふうを書くのであれば、2に例外としてと書かないと原則と例外の関係というのは出てこない。そうでなければ、1と2を併せて、上が原則取って「経済的な」云々で書いて、「ただし、町長が」でただし書でいいのではないかなと。規定の仕方としてです。考え方としては、この運搬料と考え方は一緒ではないかなと思うのですが、なぜこれがあえて1と2にしたのかという。これは、その下の県大会以上も同じです。

教育長                   ご指摘に対し、事務局から今お答えできることはありますか。例外というのは当然2と3ですよ。2と3が例外という扱いで多分意味的には書いているのだと思うのです。運搬料との整合性。2、3というようには、例えば運搬料と合わせれば、ただし自家用車を使用した場合、バス等を借り上げた場合、以下のとおりとするとか。改正前にずっと原則として使っていたから、それはそのとおり多分使っているのだよね。

教育文化課長           そうですね。

委員                    会津大会は、「原則として」は使っていないですよ。改正前は。

教育文化課長           はい。

委員                    あくまでも「原則として」という言葉がでてくると、ただし書。そしたら運搬料の話も、では原則と例外という形に分けるべきなのかなって。規定の仕方としては。規定された方がいいのですけれども、ここで「原則として」ってあるからです。なければ別に多分そんなに違和感なかったのです。原則があれば、例外はどこだというのがあるのです。その対比がこれだけでは読み取れないのです。

教育文化課長           「原則として」を削除すればいいということでの。

委員                    単純にそういう言い方ではなくて、ちょっと気にはなりますけれどもね。

主幹兼公民館長兼図書館長   いずれか低い額としない。

教育文化課長           いずれか低い額ではと。そこを変えたので。

委員                   そこを変えたのだ、わざわざね。

教育文化課長       はい、そうなのです。結局は、例えば電車、バスなどの公共交通機関のほうが、安くて、それしかお金出なくても、学校としては貸切りバスを借りて行くのです。荷物積んだり、道具、現地での移動があったりするのです。そういったことで、基本的に原則として経済的なことで考えてくださいというところが大前提にはあるのです。ただ、必要に応じてなのでしょうが、自家用車で行ったり、バス借り上げて行ったりする場合はというところなので。確かにただし書という。

委員                   いや、原則としてこうですかといったらちょっと違和感があるわけなのです。だから、それを選択肢としてあるというふうになってしまえば一番いいのですけれども、そうではないですよ。やっぱり原則は原則どおりにやりたいということですよ。ただ、「原則として」というと、ただし書とか。例外でこうなるという表現しないと。原則は存在しないことになる。全て原則になってしまう。その表現の仕方だけですが。運搬料もそういうふうになっているので、そんなに難しく、考えなければいけないと思ったのですが、難しいのです。1、2、3が選択肢ない。

教育長               「場合は」が多いから、2、3でこうやっているのでしょうか。最低限「原則として」を省略することでもしのげますか。でも、1、2、3と流してしまうのも変な感じがしますよね、非常にね。

教育文化課長       そうですね。

教育長               やっぱり原則で、1番目が原則になっていて、ただし以下の場合は何とかとか、工夫するしかないですよ。

教育文化課長       はい。表記の仕方を検討させていただきたいと思います。

委員                   こだわらないといいのかな。でも、下のやつとか、ただし書があつて。

委員                   改正前はね。1番、2番、3番というのが。

委員                   あまり気にならなかったのですが、改正前の県大会は全部原則使ったのです。

教育文化課長       県大会ではあまり。

教育長               逆に言えば、縛りをつけるという意味で原則を使っているのも多いですが、実はほかのことを想定して使ったの原則、原則はこれだけけれども、ほか幅広く認めるよという。

委員                   そんな感じですね。

教育文化課長 ゆるやかにしたのです。今までだと、さっき言いましたとおり、金額が安いほう、低いほうでしか補助金を出していなかったのが事実なのです。あと、学校によってはそこに多少お金積んで、まとまってバス貸切りで行っているという実態がありましたので、その部分というのも。

委員 それはいいことだと思うのです。だから、予算どうなのかなって心配する。こだわり過ぎないと、そんな、言ってしまうとそうではないかなと思うのですが、何か原則としてこれだけ大上段に振りかぶると、例外があるというふうにしてやはり思ってしまうということです。

教育長 項目変えるとか、ほかの項目との整合性も含めて添えたほうが要綱としてはかっこいいので、そこの表現の仕方は変えてもらってよろしいですか。

教育文化課長 はい、分かりました。

委員 中身的には別にいいかなとは思いますが。

教育長 これについては今日決議したら11月ぐらいから運用したいという中身ですよ。

教育文化課長 そうです。

教育文化課長補佐 11月1日から。

教育長 11月1日から運用。

委員 早くやらなければでしょう。

教育文化課長 はい。できたら25日の臨時会の時に再度ご説明させて頂ければと思います。

教育長 その表現を工夫するということを含めてお認めいただければありがたいということなのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

委員 3点ほど。まず、引率者というのはどこまで含まれるのかが疑問ですが、学校の先生というのは何となく分かるのですが、部活動によっては専門性があって、外部コーチが入っていくと思うので、その辺は含まれるのかというところが1点。

2点目は、当該大会の開催日10日前というのが変更になったのですが、野球など

は今週予選、次の週が上位大会というのがよくあるパターンなので、その10日前には当てはまらないという部分が2つ目。

3点目は、28ページの体育大会で「中学校新人大会又は、その代替として各種競技団体が主催する大会」というのがありますが、その代替として行われる大会だけなのか、もともと競技団体が主催している大会が含まれるのかというのが気になったので、よろしくをお願いします。

教育長 3点ございました。まず、引率者の定義、規定ですね。

教育文化課長 はい。引率者につきましては、外部コーチとしてお願いしている方についても、学校として必要な引率者として認めざるを得ないというか、認めることになると思います。学校の先生については、基本的には県費負担の方も多いと思いますので、そうでない場合の外部の方の引率については対応できると思います。

委員 含まれるという。

教育文化課長 補助金の中で対応できると思います。

教育長 外部コーチについては、いわゆる中体連の規定でコーチ登録というのが必要ですので、正式にコーチ登録された方が校長が必要と認めたということであれば当然出せるということですね。

教育文化課長 はい。

教育長 なお、教育委員会、県教委、町教委で今後指定するかもしれない部活動指導員という方については、引率が認められているので、これは教員と一緒に代用できるということになっています。

次、2つ目、10日前のことについて。

教育文化課長 10日前の件につきましては、実際学校の事務員とよくこの部分について話があったのですが、例えば中体連や新人戦とかであればある程度の日程は要綱等によって分かるので、ただそれが多分勝ち上がって次の日はあるかとかということだろうかと思うのですが、中体連ですとある程度日にち決まっていますし、多分10日前で大丈夫だということではあったと思うのです。

委員 そこで引かかるのは、各種団体が主催する大会というところで、その大会で上位大会に出場権利があるチームが別な予選大会になるとその予選が行われず、どんどんスライドしていってしまうのです。というのは、ぎりぎりまで予選を行わず、本当に上位大会が次の週まで迫っているところまでずらして行って予選を行ったりする、天候にも左右されるので、そうなった場合この10日前というのはちょっと厳しいのではないかなと。中体連に限っては可能だと思うのですが、その各種



団体の主催する大会等まで含まれると、この10日前というのは、特に会津大会は、地方予選前というのは本当にいろんな大会との調整、調整で1週間置きに入っていくので、ぎりぎりなのではないかなと。ぎりぎりというか、当てはまらない日程なのかなと思うのですけれども。

教育長           まず、28ページ、体育大会の3番に挙がっています「中学校新人大会又は、その代替として各種競技団体が主催する大会」というのは、いわゆる中体連でやっていた新人戦のことだけを言っているのです。結局今新人戦が中体連で主催なくなり、競技団体に代わりの大会でやっていただく。県大会もありますので、その大会に限っての補助ということで規定しているものです。いろんな各種団体、競技団体が主催する大会で、いわゆる新人戦としてやっているような扱いです。

委員               では、そういう大会は対象にならないとなると、趣旨の一番、第1条の「小中学校ごとに行う部活動」というところが、部活動ではなくて中体連という文言になる。ほぼ中体連を対象とした内容ですよ、これは。

教育長           はい。なお、その前段として「学校教育の一環として」ということになっています。つまり部活動というのは当然教育課程の一つとしてやっていますし、それから学校が行事的なものというか、全員参加をするような形で進めていくものが基本的に中体連大会ということになりますので、各種団体が主催する冠大会は想定していないということです。

委員               冠大会的なものの上位大会に出た場合は、別な補助金を支出するというで。

教育文化課長     激励金という形の。

委員               激励金で対応するということなのですか。

主幹兼公民館長兼図書館長   例えば野球部が学校の中体連とかの大会ではなくて各種団体の運営する大会に出場となると、中学校の野球部ではなくて、スポーツ少年団としての大会出場となるかと思うのです。そういったところでもし上位大会があってそれに出場すれば、激励金という形で対応できるかと思います。

委員               では、そこはもうまるっきり別に分けるということですね。分かりました。

主幹兼公民館長兼図書館長   それぞれのスポーツ少年団と区別をしているという。

教育長           そのほか75号についてございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 先ほどの「原則として」のところの表現を整理ということでご指摘がありました  
が、内容的にはこの内容で進めていただいでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。  
議案75号については、一応決していただいた上で、先ほどの「原則として」の  
扱いを整理するというようお願いしたいと思います。

#### ◎議案第76号

教育長 議案第76号「会津美里町立小中学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱  
について」を議題といたします。  
事務局からの説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第76号「会津美里町立小中学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委  
嘱について」説明)

教育長 ご質問あればお願いしたいと思います。特にございませんか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、ないようですので、議案第76号については提案のとおり決すること  
といたします。ありがとうございました。  
ここで10分程度休議させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 10時35分に再開ということでお願いします。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時33分

教育長 再開させていただきます。

#### 5. 協議事項

教育長 令和3年度第1回総合教育会議について事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (1)「令和3年度第1回総合教育会議について」資料により説明)

教育長 会の進め方としては、人材育成プロジェクトを柱とし、それに係る内容を資料に基づき説明し、意見をいただくことで進めたいのですが、まず協議のその切り口、前回も確認していただきましたが、資料の2枚目の頭にあるように、人材育成プロジェクトに対して①から④の論立てになっておりますが、ご意見はありませんか。

具体的な資料の説明になりましたが、この資料の用い方や、説明の仕方など、この辺でこんな意見も付け加えたらどうかとか、アドバイスも含めてご質問、ご意見あればお願いしたいと思います。

資料1は、文科省の資料なので問題ないと思うのですが、資料2に、この後開かれまます適正規模・適正配置の検討委員会に出す資料があり、多分似通っています。

教育文化課長 はい。

教育長 同じようなところにあります。将来像も含めて出してありましたが、この辺については皆様方からご質問、ご意見ありませんか。

教育文化課長 適正規模・適正配置には触れず、小中一貫、小中連携の部分だけでお話をしたほうがいいのかどうか。前段に今までは統合のような話も少しあったので適正規模・適正配置のを出すつもりです。

委員 総合教育会議での検討、協議事項の中のを見たときに、適正規模からはいってしまうと、分散してしまうような感じがしており、今の説明受けたときも結局、では総合教育会議のときに何をメインとして出すのかなといったときに、どうも曖昧な感じがしましたので、やはりどこかで触れなくてはならない部分だろうと思います。中心的には小中連携といったところを強く出して行って、子供たちにとって小中連携は、要は一緒にやっていくということが、会津美里町の子供たちが減少していく中で、どんな教育的な効果があるかということを出していったほうが論理的には集中するような感じはします。ただ、その背後に適正規模というのが今までも出てきたところなので、それは必ず触れなくてはならない部分だと思うのです。何か大きなメインテーマとしては小中連携で子供たちの教育ということに、そのバックボーンにあるのがやはり子供の減少というか、適正規模のような問題というのがあるとは思っています。そんな感じがします。

教育文化課長 特に適正規模・適正配置について触れていただかなくても、委員の皆様方の気持ち、認識の中に置いていただければという気持ちもありました。当日の資料としなくてもいいかなと思ったのです。

教育長 町長サイドにも将来の、現状から将来までの見通しについて資料を提示しながら持ってもらうことですね。今議論するわけではなくて。

教育文化課長 はい、議論ということではなくてという。

教育長 これだけ子供が減りますよ。

教育文化課長 はい。

教育長 適正規模・適正配置の検討委員会の中でも、どんな議論が出るか分かりませんが、今すぐ統合というような意見が大勢を占める状況ではないのかなと思います。委員は、中学校1校というふうな議論もされてきたとお聞きしましたが、どうですか

委員 山形県の高畠中学校を見学して、そういう議論になったところが大きかったかなと思うので、精査してみて、やっぱり今そこではないかというようなところも考えていく部分も変遷的にあるかなと、今まで。

委員 質問ですが、資料6の中で子育て支援センターの移転先候補の中の資料で、2番目の本郷こども園のデメリットのところ、現在本郷こども園として利用しているため、本郷こども園の移転先等が分からないと利用できない、括弧の中なのですが。

教育文化課長 括弧の中が違いますね。前の資料なので、修正します。古い資料のままでした。

教育長 本郷一小跡地については、もう別物として考えるということで住民説明会でも状況を言っています。住民説明会ではなくて、議会で出たのですでしたか。

教育文化課長 本郷で実施している住民説明会でも説明をしています。

教育長 両方ですね。

委員 教育長に質問ですが、これらの内容は既に町長を交えて何回かお話はされているように、話の中で聞かれていたのですけれども。

教育長 はい。これについては、役場内では基本的に皆さんに説明してコンセンサスはいただいていると思うのですが、まだ今後詰めていかなければならないところは多々あります。ただ、方向性としてはご理解いただいておりますので、町長としても来年度の経営戦略会議、いわゆる次年度の予算確保のための基本構想の中でも重点に挙げていただくということで進められています。

委員 そのような中で、私たちが教育委員として総合教育会議での話合いというか、教育長、町長らにお話しする意味というか、どの辺がポイントかとか、そういうところをもう少しお示ししていただけるとありがたいです。

方向としては、プロジェクトに示している内容について当然、多年次計画になっており、後期5年間の中でということをやっていますので、今後、これからの5年間ということになっていきますが、その中でプロジェクトに挙げられていることを実現していただくように後押しをしていただきたいというのは大きなところかなと思っています。その中の具体的なものとして、取りあえず来年度以降真っ先に進めていただきたいもの、検討いただきたいものとしてこの4項目を挙げさせていただいたのです。小中一貫教育の推進についてというところでは、当然内容的なところについて問題はそうないと思うのですが、工事を含む問題や、本郷地域だけではなくて新鶴地域、高田地域も同時に進めていきますので、小中の連携のための兼務であったり、人のやり取りなど、小中連携教育を進めていくためのある程度の予算措置などもありますので、そういうものもバックアップしていただきたいということがメインになってくるだろうと思います。

②の子育て支援センターについては、当然町長の公約の中身になりますので、実現に向けていきたいと思うのですが、前提となるのは本郷こども園の移転が先になりますので、本郷こども園を移転して、空いた施設に子育て支援センターが入っていただくというふうになりますから、予算的な方針も含めて支援していただきたいと思っています。

③の認定こども園につきましては、定数改善の要求について、課長から詳細説明がありましたが、前回ご心配されたように、振興公社に業務委託しているわけですが、それがなくなるとなれば、副町長も、副町長としては賛成だけでも、社長としてはちょっと困る部分があると。急になくなってしまうと。それをソフトランディングしていくために振興公社の今後の在り方、あるいは経営内容の見直しなども含めてソフトランディングができるようにしていかなければならないということもありますから、そういうことも含めて実現に向けて町としても振興公社の在り方も含めた検討をして支援していただければありがたいと思っています。これは、まだまだこういう考えもあるというレベルではありますが、振興公社が保育教諭を独自に雇って業務委託している形態を解消するというのも、埋め合わせではないですが、逆の方向としては、各小学校でやっているいわゆる放課後児童クラブの委託先が様々で、それぞれのやり方でやっているの、例えば社会福祉協議会に委託している部分などをもう少しきちんとした形で、人事管理なんかも含めてやっていけるように、例えば振興公社にお願いするとか、様々な業務の在り方の改善というのは切り口があるというのを、そのこと含めて考えていきたいということを裏に用意しながら進めていければとは思っています。

最後の4番目ですが、本郷地域の教育施設再編に伴う予算措置につきまして、本郷小中を義務教育学校化するために施設一体型ということで、先ほど先行事例の写真なんかも見ていただきましたが、あのような工事を伴うものとして実施していく場合には、予算が措置されていませんので、それについては現在、財政計画の中でされているものの中からうまく生み出していけるのかも含めて予算的なバックアップもお願いしたいということで、皆さん方からも要望をいただければありがたいなと思っています。

委員

理解の仕方としてですが、幼児教育のそのプロジェクト、協議会での物の考え方、それはそれとして、包括的ですからいいと思うのです。抽象的な部分も含めてのお話ですから。ただ、小中一貫に関する部分は、具体的な予算措置を含めてのお話ですよね。そうすると、教育委員会としては、今我々幼児教育プロジェクトの中でも優先順位としてこういったことを町としてやってほしいという、教育委員会として意思を統一する必要があると思うのです。これが動き出せばもうそれにウエートがかかる、そのときには、後戻りはできないわけです。実は前から話があったように、小中の適正規模の話は背景にあるわけですが、その背景としてやっぱり大きな流れだと思うのです。これが動けば、その適正規模とか適正配置というのは、将来的にはどうするのだというところはきちんとした議論が必要だと思うのです。それがなくて何か小中一貫だけ先に行くとなると、必ず時間がたてば、その分の議論を先送りして方向性が定まらない場合に、いや、それは考えていなかった話だというのは許されないと思うので、ウエートは低いかもしれませんが、それは教育委員会の方向性として、町に対する教育委員会の考え方としてははっきりさせておくべきかなという気はします。

教育長

そのとおりだと思います。今の発言内容につきましては、先ほどちょっとお出ししました適正規模・適正配置に関する専門委員会の中で多分同じような議論がされていくことになると思うのですが、多分持っていく方としては、今すぐ、例えば中学校を1校にしようとか、小学校をまとめるというふうな議論にはすぐにはならないと思うのです。ただ、人口ビジョンや子供の数などを見ながら、将来的にこの辺までいったらやっぱりやらなければならないのではないかと、いろんな議論が出てくると思うのですが、それまでの間規模が小さくなっていくような各学校であっても、やっぱり教育は充実させていかなければならない。そのために小中一貫教育を取り入れながら、子供たちの教育がより豊かになるような道を探っていきましょう。例えば、新鶴小中の子供が今後少なくなり、教員配置が少なくなったときに、中学校の免許外教科担任が増えて困ったとか、小学校で高学年の教科担任ができないとか、様々なことが出てくると思うのです。そういったものを例えば小中一貫教育校にして、小中学校の教員がお互いを兼務して、お互いに子供を教えられるような環境をつくってカバーしたりとか、様々な面で小中一貫教育に移行することによってメリットも生まれてきますので、そのようなことをしながら将来の統合、廃合などを見据えていきたいと考えています。多分大方はその辺についてはあまり異論はないのかなとも思うのですが、将来、どの辺までいけばそこを考えていくのだという大きな見通しも必要だと思いますので、これについては幾つかの、ターニングポイントがあって、例えば前にも申しましたが、令和11年あたりには新鶴小学校で複式が出てくる可能性があります。それから、宮川小学校もその数年先あたりで出てくる学年があるかもしれない。そういう段階で、恐らく子供の教育のために複式は解消してくれと。これについては、条件によっては県費負担教員が非常勤として割り当てられることもあるのですが、その条件が結構厳しいので、例えば十五、六人とかの人数の多い複式学級とか、2年、3年とかという、変則複式ですね、あと2年、4年などの飛び複式とか、そういう条件が合わないと県から来ないので、そ

の辺を例えば町独自に学習支援員を雇ってプラスアルファの教員代わりに使っていたとか、様々な措置をしながらやっていくしかないと思うのですが、今の段階でここで区切りますということはなかなか難しいのですが、そういう尻尾をきちんと見据えていかなければならないのかなど。その段階で、例えば新鶴小学校がそういう状況になれば小学校だけ統合するとか、新鶴小中一緒に高田と一緒にになるとか、様々なことが考えられますし、あるいは一遍に全部やってしまったほうがいいのかとか、そういう議論が現在の学校教育を充実させる方向性と並行で進めていかなければならないのではないかなと思います。そのため、適正規模・適正配置に関する検討委員会の中での様々な議論が起こっていけばいいなと考えているところです。委員とそういう話をする機会がなくて、こういう場しかもうなくなってしまっているのが残念なのですが、ぜひそのような方向性を打ち出していきたく思いますので、ご意見があればいただきたいと思いますし、大きな異論がなければその方向でもう皆さん一緒に考えていただければありがたいと思っています。

委員

幼児教育のプロジェクトの考え方からいけば、選択できる小中一貫の考え方ですよ。やり方は2つあるにしても。教育委員会として、やっぱり子供たちの教育レベル、教育環境を含めてこれから先のこと、例えば20年も30年も先のことはなかなか難しいですが、やっぱり今これを選択しないと教育そのものの在り方にもいろいろ、例えば遅れて出てくるみたいな話、つまり地域を含めて説得できる材料としての小中一貫ですよ、適正規模云々ではなくて、これが大変メッセージ性高いという説得の仕方ができる理屈立てみたいな、背景を含めて、それができれば将来的には適正規模の話は具体化するかもしれませんが、今の段階では幼児教育プロジェクトを少しでも進めるためにこれが一番適正だという説得する材料を我々教育委員会としても持っていくべきなのかという気がするのです。そこをきちんと我々が納得できればいいような気がします。

教育長

そうですね。前々回プロジェクトを初めて説明させていただいたときにも説明しておりましたが、やっぱり幼児教育からのいわゆる学力ではない非認知能力といいますが、基本的な生活習慣を含めて、それが全部ではないですが、先ほど御覧いただいた資料の中の幼小中の連携プログラムの中にも当然埋め込まれていますが、ああいうものをきっちりと育てていくことが小学校や中学校でも学びの基礎力になっていくのだと思うのです。ですから、幼児教育と小学校教育を接続してうまく充実させていく。特に私どもの町では私立の子供も抱えていますから、そういうところも含めて同じ歩調で幼児教育を充実させていくことが一つ鍵になるのかなと思います。加えて、そういう非認知能力の育成をしながら、同時に、前にも申し上げましたが、RSTも含めていわゆる基礎的、汎用的な読解力、これがやはり今非常にきちんと育っていないのではないかと危惧されています。これも来年度予算で、全部ではないにしろ、小学校6年以上で1つでも2つでも調べてみて、その足りないところを教育で補充していかなければならないわけですが、「教育のための科学財研究所」の今までのデータを見ますと、中学校入学以降はあまり育たないのです。特に

高校以上は全く統計上伸びが見られない、小学校6年から中学校1年くらいまでの間で決まってしまうという、それが将来の高校入試や大学入試にも本当に有意に結びついていくという実証データがあります。そうしますと、小学校から中1までに育成しないと高校や大学まで決まってしまうという状況を見たときに、いかにそういう読解力を小さいうちから育成して、将来に結びつけていくかが大事になります。そうすると、やはり幼小中の連携というのが非常に大事になってきますし、現実的なところでは先ほど申しました小学校高学年における教科担任制を実現するためには、小学校だけの努力では難しいところがありますので、中学校の数学の教員が算数を教えたりとか、それから英語教育、今町内では英語の専科教員が各学校を大変な思いをして回りながら授業をしておりますが、そういうのも少しでも解消するために中学校の英語教員が空き時間等に小学校に行って英語を教えるような環境をつくったり、そして教科担任制を実現していくなんていうことも現実的に必要ですし、それからあとは小中の連携によっていわゆる中1プロブレム、中学校進学時に大きな環境変化に耐えられずに不登校に陥ったりする子供も非常に多いということもありますので、そういうふうな対象の方にも小中連携というのは非常に大事になっていきます。そんなことを説明しながら、皆様ご存じのこと多いとは思いますが、幼小中の連携教育というのは非常に大切に、今までも会津美里町でネウボラとか様々なことでやってきたこととは思いますが、実際にそれを形に見えるように推し進めていきたいというのが幼小中一貫教育のコンセプトとしていきたいところなのです。そんなところもご理解いただきながら、このプロジェクトを進めていければと考えているところであります。定例会以外にも様々な機会にこういう議論をする機会あればいいのですが、残念です。

#### 委員

幼小中連携というのは非常に大事だなと思うと同時に、先ほどの適正規模のところなのですが、雑談というか、経験で申し訳ないのですけれども、6年間東尾岐にいたのですけれども、そのときに主に5、6年生の複式を3年間くらいやって、あと1、2年生や、3、4年生の複式もやったのですが、教員が1人で2つの学年、特に5、6年の複式をやったときには本当に熱が出るような感じでした。後ろと前に黒板を置いて、5年生は後ろ向き、6年生は前向きにして、それで黒板に今日の、例えば算数だとすると掛け算の仕方を考えようというふうにやっておいて、ではどういうふうに分かぬかなみたいなのを考えさせておき、その間に、5年生のほうに来て、今日は割り算やりますから、昨日は割り算のやり方まで分かったね、ではここをもう一回復習するよと、ずらして、最初は目当てから入るのですけれども、全体、それが最後のほうのをずらして、では練習をしようというふうにして、練習して、ではできたねと。では、次の課題に入るよ、今日は三角形について考えてみよう。こっちに来たら、自分で考えてみたかな、では発表してみよう。発表させるのを見て、どのように考えていたかなというふうにやっていって、ではここでこういうふうにするのだねと。次、練習しよう、こっちに来て。実際に写真もありました。そういうふうにして、2つ学年を渡っていくのです。2学年同年ということなのです。そして、普通だったら目当てからまとめるのは一斉なのだけれども、それを目当てとまとめとずらしていく。勉強の段階をずらしていく。複式



って渡るとずらすという2つあるのですけれども、それをやっていって、2学年分やるのです。もちろん評価もですし、それからこっちが卒業式やっている間に5年生は送る会の準備をするわけです。卒業式の練習をしながら、では送る会、5年生は6年生に対してどういうふうな送り会をしたいかなど、ではどういうゲームをするか、それを同時学年で1人でやるわけです。そして、黒板の、体育館に掲示とかもみんな6年生を送る会とかいって。給食5分で食べたり、買っていったりして。そうやって、教員の負担もさることながら、子供たちが一斉指導でしっかりと先生がその単元を1時間、1時間できると思うのですが、一生懸命やってもそこはなかなかね、だけれども精いっぱいでした。それで、教育課程もそうですが、やっぱり渡りとずらしのそういう計画をつくっていくのも1人で2学年分以上やらなくてはならないので、そういうようなことはやっぱり本当に適正規模といったときに難しいことですし、山都の奥に行ったときも複式になって、もうどうしようもなくなったときに山都小学校というふうに、三小があったのですけれども、三小がまず移動して、次に2年ぐらいたってから山都二小は廃校になり山都小学校となったのですが、適正規模って本当に難しく、では何年後にやりますよというのはできず、住民サイドでうちの孫が5人とか、3人の中で授業は受けたくないぞと、そうやってきたときに機運が上がってくることがあるので、そういうのを主導していくというのが大事だと思うのですけれども、住民感情というのがあるので、なかなかそういうところは、今の若い人たちはもっと早いかもしれません。だから、適正規模で、これから会議もあって話されると思いますけれども、実際そういうような中で複式とか、あと単体だとやっぱり全然学級のクラス替えもないわけね。いろんな序列もできたりして、なかなかこれは難しいので、最低二クラスで回っていくというのが経験上はすごく大事なので、やっぱり適正規模というのは必ず同時進行的にはなってくると。ただ、今回の場合はプロジェクトということで、小中連携の重要さというところの、こういうのも相まってくると思うのです。

教育長 複式学級の大変さは分かりました。そういったことがあるからということなのですね。

委員 子供たちが大変だったと思います。

委員 私も委員と同じで、やっぱり住民感情というか、これから先やっていくのが我々だけで利用するのではなく、住民が関わってきますよね。そうしたときに納得できる我々の考え方がきちんと定まっていなくて難しい話になるでしょう。小中連携も一貫も多分進まなければいけないことであれば、やはりそれを説得できるような材料を出さなければいけないということではないですかね。大変だと思いますけれども。

教育長 十分に相互理解まで深められないという形で、幾つか申し上げましたが、総合教育会議については説明資料を基に、私からも補足させていただきましたが、町長サイドに説明し、ご意見を申し上げるということで進めていくことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 本当にありがとうございます。  
協議については以上で閉じさせていただきます。  
その他ということですが、何かございますか。事務局からありますか。

教育文化課長補佐 ありません。

教育長 皆様方からなければ。

#### 6. 報告事項 ((3)、(4) 非公開)

教育長 6番の報告事項です。  
議会9月会議についてお願いします。

教育文化課長 ((1)「議会9月会議について」資料により説明)

教育長 9月会議について補足とかありましたら、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 続きまして(2)の共催・後援承認関係をお願いします。

教育文化課長 ((2)「共催・後援承認依頼について」資料により説明)

教育長 特に皆様方からご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

教育長 児童・生徒に関する事、それから教職員に関する事ということで、個人情報も入りますので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項に基づき、非公開とさせていただきますと思います。

(「はい」の声あり)

教育長 非公開ということで担当から説明をお願いいたします。

教育文化課主幹兼指導主事 ((3)「児童・生徒に関する事」説明)  
((4)「教職員に関する事」説明)

個人情報に関することを含むため非公開。

教育長 (5) 番、生涯学習に関すること、お願いします。

主幹兼公民館長兼図書館長 ((5)「生涯学習に関すること」説明)

教育文化課長補佐 (追加説明)

教育長 成人式について報告、説明ありました。何かご質問ある方。大きくは日程を変え、内容を考慮しながら実施すると。

教育文化課長補佐 はい、コロナ対策しながら実施をしていきたいということです。

教育長 特になければ次の教育関係施設に関すること、何かありますか。

教育文化課長 特にないです。

教育長 事務局報告事項をお願いします。

教育文化課長 ((7)「事務局報告事項」説明))

教育長 事務局報告事項について何かございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、御覧をいただきながら。

## 7. その他

教育長 7番、その他に入りたいと思います。  
今後の行事予定について、事務局説明お願いいたします。

教育文化課長補佐 ((1)「今後の行事予定について」資料により説明)

教育長 皆様方から何かありますでしょうか。

主幹兼公民館長兼図書館長 今後の日程で、本郷の文化祭に関しては5日から3日間ということで、文化祭に関してはコロナ禍というところもあり、展示が主となっておりますが、その中で対外的な町民文化祭、土日だけではなくて長く皆さんに見てもらおうということ

で5、6、7日と開催しますので、その部分の訂正をお願いいたします。

教育文化課長補佐 第33回ということで開催される予定の福島駅伝のパフレットが追加資料です。昨年度は郡山スタートの9区間でしたが、今年度はコロナ対策をしながら、16区間、白河から福島県庁までということで開催することになっています。本町も派遣したいと思っており、11月15日に結団式、大会当日、11月21日につきましては前泊組を含めまして派遣を考えています。例年ですと皆様に出席いただいているところですが、コロナ対策により、出席はないということでお願いしたいと思います。

教育長 では、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 委員にご出席いただくものについて触れておりますが、金山町での会議等をお願いしたいと思います。  
次回の開催予定についてお願いいたします。

(日程について協議)

教育長 次回11月定例会は、18日木曜日の午前9時開会ということでお願いします。  
そのほか何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

## 8. 閉会

教育長 第14回会津美里町教育委員会10月定例会、これにて閉会とさせていただきます。

○閉会時刻 午前11時48分